

「ものづくり補助金」を使ったシステム構築による生産性向上

1. ものづくり補助金の概要

- ①ものづくり補助金（正式名称：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）は、中小企業・小規模事業者がサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善などを行うための、設備投資等を支援する補助金です。（中小企業庁が実施）
- ②生産性が向上する「システム構築」も補助対象となります。
- ③補助金額： 小規模事業者（製造業20名以下）は税抜価格の **2 / 3**、中小企業は税抜価格の **1 / 2**
- ④具体的には、システム構築を通して行おうとしている事が、下記のどれかに当てはまる必要があります。
 - 1) 新商品（試作品）開発
 - 2) **新たな生産方式の導入**
 - 3) 新役務（サービス）の開発
 - 4) 新たな提供方式の導入
 ※製造業様の場合、主に上記「2）新たな生産方式」に当てはまる形となります。
- ⑤応募資格： 条件を満たす事業計画を作成し、応募して審査に通ると補助されます（3をご参照下さい）
- ⑥募集時期： 年に5回程度、2~3カ月ごとに募集しています。採択率は直近で58.6%です。
- ⑦事業実施期間： 採択されてから10ヵ月以内に完了し、稼働開始するものが対象です。

2. 補助の対象となる経費

- ①システム構築費
- ②FileMakerライセンス費用
 （システムを動かすのに、ユーザー人数分FileMakerソフトが必要ですが、それも補助対象となります）
- ③その他システム構築に付随する、サーバーへのセッティング費など周辺作業の費用
 ※補助対象外：事業期間内にかかった経費のみが対象となる為、事業完了後かかる経費は対象外です

3. 応募に必要な条件と書類の概要

- ①以下の要件を全て満たす3~5年の事業計画を策定していること。
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加。
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。
 - ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費を足したもの）を年率平均3%以上増加。
- ②事業内容を説明するアピール資料
 「この事業の必要性」「どんなもので、会社の生産性向上にどう寄与するのか」
 「どの程度付加価値増を見込んでいるのか（数値）と、その根拠」
 「将来の展望（今後の具体的なマーケット、ユーザー、市場規模）」等をアピールする資料作りが必要です。
- ③賃金引上げ計画の誓約書、法人事業概況説明書、決算書等
- ④加点要素：賃上げ計画が最低基準値より大幅に上回っている場合（最低賃金+60円、給与支給総額年率平均+2%以上等）
- ⑤減点要素：過去3年間に同補助金交付を1回受けている場合（2回受けている場合は応募できません）
- ⑥**これらの書類作りを、ご要望に応じてお手伝い致します（採択された実績があります）**

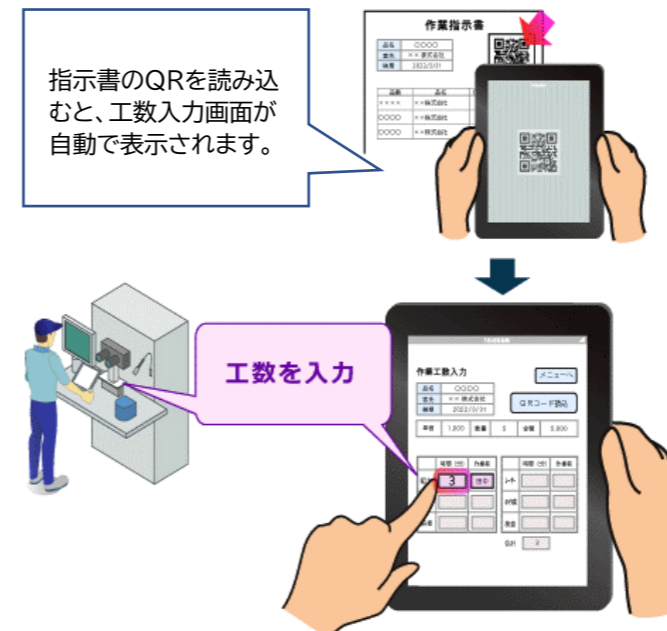
4. 応募できるFileMakerシステム構築内容の例

具体的には、下記のような「新たな生産方式による付加価値向上」に寄与する内容のシステム構築につき、ものづくり補助金に応募できます。

- ①工数集計システム
 - ・今まで現場の工数集計の仕組みが無かった場合、FileMakerで構築可能です。
 - ・工数集計により「工数の可視化」「ネック工程の割り出し」「見積の適正化による利益増」などが見込めます。
- ②受発注納品～請求の自動化
 - ・今までエクセルや手作業等でそれぞれの社員がバラバラに管理していた等の場合、受発注納品～請求を自動化することで大幅な工数削減となります。
 - ・補助金に応募する際「月あたり■時間の工数削減による■円の利益増」等の目標を掲げます。
 - ・受発注納品システム単独での応募は厳しいと思われるかもしれませんが、工数集計と組み合わせれば採択された実績があります。
- ③作業指示・工程見える化システム
 - ・今までアナログで行っていた作業指示の自動化、それと同時に、現在の各工程の作業進捗状況の見える化。
 - ・これも「新たな生産方式の導入」の1つとして補助金に応募可能です。
- ④他にも、上記に類するような仕組みであれば補助金応募が可能です。

工数集計システムの例

作業員：工数かんたん入力
 iPadやiPhoneで指示書のQRコードを読み取り、工数だけ入力すればOK。現場に負担をかけない単純な作業です。



経営者：自動工数集計
 製品（客先）ごと・工程ごとの集計が出来ますので、利益が出ない原因となっている製品・工程が分かります。

製品	受注金額	外注金額	材料金額	作業工数金額	経理計	利益	利益率
製品A	2,541,362	330,000	500,000	900,000	1,730,000	811,362	31.9%
製品B	500,442	0	300,000	50,000	350,000	150,442	30.1%
製品C	3,058,942	220,000	1,200,000	1,120,000	2,540,000	518,942	17.0%
製品D	205,410	110,000	55,000	65,000	230,000	-24,590	-12.0%
製品E	665,413	55,000	100,000	550,000	705,000	-39,587	-5.9%
製品F	5,050,666	1,300,000	1,800,000	1,200,000	4,300,000	750,666	14.9%
製品G	110,000	0	80,000	22,000	102,000	8,000	7.3%
合計	12,132,235	2,015,000	4,035,000	3,907,000	9,957,000	2,175,235	17.9%

5. 応募できない条件

- ①過去3年間に2回、類似補助金（ものづくり補助金、および旧名：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）を受けている企業
- ②過去10ヵ月以内に1回、ものづくり補助金に採択された企業
- ③過去ものづくり補助金に採択されたが、報告書を提出しなかった企業
- ④同一内容で他の補助金に採択されている
- ⑤その他、大企業の100%子会社である場合等（中小企業対象の補助金である為実質大企業は対象外）

ものづくり補助金応募要領13期分(2022年12月)「一般型/通常枠」を元に作成しております。